

社会人サッカー連盟入替え規定

(目 的)

第1条 この規定は、社会人サッカー連盟競技運営規定第2章第7条に定められた、各リーグの入替えに関する事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規定は、競技運営規定第2章第7条の社会人サッカー連盟競技運営要項（社会人サッカーリーグ：勝者の権利の項）に該当するチームに適用する。

(入替え)

第3条 この規定に定める各リーグ及び関東社会人リーグとの入替えは、次の通りとする。

(1) 山梨県社会人リーグから関東社会人リーグへの昇格があった場合

* 1部リーグ

- ・ 2部リーグへの降格チームはなし。

* 2部リーグ

- ・ 1位のチームは、1部へ自動昇格
- ・ 下位の2チームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

(1パートの場合)

- ・ 1, 2位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(2パートの場合)

- ・ 各パート1位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(3パートの場合)

- ・ 各パート1位のチームによる決定戦を行い、上位の2チームは、2部リーグへ自動昇格

(2) 関東社会人リーグから山梨県社会人リーグへの降格があった場合

* 1部リーグ

- ・ 最下位のチームは、2部リーグへ自動降格
ただし、同じ大学のチームが3チームになる場合は、以下(4)に従う。

* 2部リーグ

- ・ 1部への昇格はなし。
- ・ 最下位のチームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

- ・ 2部リーグへの昇格はなし。

(3) 上記(1)、(2)以外の場合

* 1部リーグ

- ・最下位のチームは、2部リーグへ自動降格

* 2部リーグ

- ・1位のチームは、1部リーグへ自動昇格
- ・下位の2チームは、3部リーグへ自動降格

* 3部リーグ

(1部分の場合)

- ・1, 2位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(2部分の場合)

- ・各部分の1位のチームは、2部リーグへ自動昇格

(3部分以上の場合)

- ・各部分1位のチームによる決定戦を行い、上位2チームは、2部リーグへ自動昇格

* 競技運営規定第4条4に該当するチームについては、条件を満たせない場合は、最下位とし3部リーグへ自動降格とする。また、昇格1年目にリーグで1位になった場合も条件を満たしていなければ、昇格できないものとする。この場合、2位のチームが昇格するものとする。

(4) 同一大学のサッカー部に所属する選手で構成する複数のチームの昇格及び降格については、次のとおりとする。

- ・昇格により同一部分に3チームとなる場合は、上位部分2チームの内成績下位のチームと入替えるものとする。
- ・降格(関東リーグからの降格含む)により、同一部分に3チームとなる場合は、下位部分2チームの内成績下位のチームを降格とする。
- ・上記の場合、関係する部分の成績が最下位のチーム(同一大学以外のチーム)は残留とする。

(改廃の手続き)

第4条 この規定の改廃は、山梨県社会人サッカー連盟運営委員会で審議し、総会で承認を得るものとする。

附 則 この規定は平成2年9月1日施行の競技運営内規のうち、競技運営要項
(社会人サッカーリーグ)を一部改正し、平成3年3月10日から施行する。

| | |
|-----------------|-----------------|
| 平成 3年 3月 8日一部改正 | 平成21年 3月 1日一部改正 |
| 平成 5年11月 7日一部改正 | 平成24年 3月18日一部改正 |
| 平成 9年 3月 9日一部改正 | 平成25年 3月10日一部改正 |
| 平成10年 3月 8日一部改正 | 平成26年 3月 9日一部改正 |
| 平成11年 2月28日一部改正 | 平成27年 3月 8日一部改正 |
| 平成14年 2月24日一部改正 | 平成28年 3月13日一部改正 |
| 平成15年 3月 2日一部改正 | 平成29年 3月12日一部改正 |
| 平成18年 3月12日一部改正 | |
| 平成19年 3月 4日一部改正 | |
| 平成20年 3月 2日一部改正 | |